本専攻の修士論文の複写について

修士論文は著作物に当たり、複写には著者の許諾が必要です。

他大学および研究機関にご所属の方は、所属機関の図書館(室)を通して、所定の申請書(別紙)を本学図書館へ郵送でお送りください。所属機関のない方は、お近くの公共図書館を通してご依頼ください。提出いただいた申請書は、当専攻が著者に直接郵送します。著者の許諾の取得には時間を要します。

なお、著者の意思により複写を謝絶される場合もあります。あらかじめご了承ください。 また、許諾された場合の複写にかかる費用は、本学図書館を通じて申請者に請求いたし ます。

資料複写許諾申請書

平成 年 月 日

筑波大学大学院人間総合科学研究科看護科学専攻長 殿

貴専攻が所蔵する下記論文の複写物の入手を希望しております。

つきましては、複写をご許可いただきたく、著者へご連絡をお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、複写物の使用にあたっては著作権を尊重し、付帯条件がある場合には、その条件 を遵守いたします。

申請者	氏名	印	
	所属	(学籍番号)
	住所	(電話)
	メールアト・レス	1.555	•
論文事項	著者名		
	論文題目		
複写物の使用 目的			
その他			

【複写物の取扱いについて】

- 1.資料の性質上複写が困難な場合は、お断りすることがあります。
- 2.申請者は、上記の使用目的以外に使用しないこと。
- 3.申請者が複写物を掲載又は引用して使用する場合には、出所を明示すること。
- 4.申請者は、入手した著作物を譲渡又は複製しないこと。